# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
9	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

### 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四万十町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

高知県四万十町長

### 公表日

令和5年4月1日

[平成31年1月 様式2]

#### I 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

#### ①事務の名称

国民健康保険に関する事務

·国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の得喪·変更等の管理、被保険者証·限度額適用認定証等の発行、レセプトのチェック、療養費等の給付業務を行う。

- 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。
- ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理等
- ②医療給付に関する届出受付・管理・所得区分等の確認・支払

③オンライン資格確認等システムに係る資格履歴管理事務(オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当町から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。)

④オンライン資格確認等システムに係る機関別符号の取得等事務(オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当町からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当町から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。)

・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。

#### ②事務の概要

以下、①・②の事務を「被保険者資格管理等に係る事務」、③・④の事務を「オンライン資格確認等システムに係る事務」という。

<被保険者資格管理等に係る事務>

・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。

<オンライン資格確認等システムに係る事務>

・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。

#### ③システムの名称

国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、収納・ロ 座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国保情報集約シス テム

#### 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険税賦課ファイル、国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル

#### 3. 個人番号の利用

<被保険者資格管理等に係る事務>

- ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項
- ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第5号) 第24条

#### 法令上の根拠

<オンライン資格確認等システムに係る事務>

- ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項
- ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第5号) 第24条
- ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,17,26,27,29,42,46,58,80の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第7号、以下「主務省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第20条、第22の2条、第25条、第25の2条、第26条、第31の2条、第43条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項 ・主務省令 第20条、第22の2条、第25条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認等システムに係る事務】 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認に係る事務として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	町民課					
②所属長の役職名	町民課長					
6. 他の評価実施機関						
7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
請求先	総務課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3111					
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	町民課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16番17号 電話番号0880-22-3117					

# Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	13年8月11日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	3年8月11日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

## Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類				
	項目評価	-	÷ +-===	<del>┈</del> ┈╄┰쓶∧╴	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	「全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	也饿医に	ついては、それぞれ重	显思垻日	評価書又は至り	貝日評価書にあいて、リ人グ	/対束の詳細か記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	<del></del> キャトワークシステ	ムを通	じた入手を除く	<b>(</b> 。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワーク	<b>ウシステ</b>	ムを通じた提供		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	≥の接続		[ ]接	続しない(入手) [	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無		自己点検	[	]内部監査	[ ] 外部監	査
9. 従業者に対する教育・啓	<b>外</b>				232 (D.D.)	
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

### 変更箇所

変更箇所								
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明			
平成29年6月15日	I -1-③システムの名称	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、 収納・口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、 収納・口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、次期国保総合システム及 び国保情報集約システム	事前				
平成29年6月15日	I -5-①部署	町民環境課	町民課	事後				
平成29年6月15日	I -5-2所属長	町民環境課長 植村 有三	町民課長 細川 理香	事後				
平成29年6月15日	I -8 連絡先	健康福祉課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16 番17号 電話番号0880-22-3117	町民課 〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町16 番17号 電話番号0880-22-3117	事後				
平成29年6月15日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後				
平成29年6月15日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成27年4月1日	平成29年4月1日	事後				
令和1年6月28日	(旧項目名) I -5-②所属長 (新項目名) I -5-②所属長 の役職名		町民課長	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式変更			
令和1年6月28日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正			
令和1年6月28日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	平成29年4月1日	令和1年6月28日	事後	見直しによる修正			
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	なし	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針 の変更に伴う様式の追加			
令和3年8月11日	Ⅱ-1 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正			
令和3年8月11日	Ⅱ-2 いつの時点の計数か	令和1年6月28日	令和3年8月11日	事後	見直しによる修正			
令和3年8月11日	I-3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 30の項	・番号法第9条第1項 別表第一 30の項・番号 法別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令(平成26年第5号) 第24条	事後	法改正に伴う項番変更			
令和3年8月11日	I -4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二【情報提供】 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,27,29,30,33,39,42,46,58,6 2,78,80,87,88,93,97,106,109,120の項【情報照会】 27,42,43,44,45の項	【情報提供】・番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,17,26,27,29,42,46,58,80の項・番号法別表 第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第7号、以下「主務省令」) 第1条、第2 条、第3条、第4条、第20条、第22の2条、第25 条、第25の2条、第26条、第31の2条、第43条 【情報照会】・番号法第19条第7号 別表第二 27,42,43,44,45の項・主務省令 第20条、第22の 2条、第25条、第25条の2、第26条	事後	法改正に伴う項番変更			
令和5年4月1日	I -1-②事務の概要	情報を「副本」として表明した中间サーバーを介	・国民健康保険法に基づき、被保険者の資格の 得喪・変更等の管理、被保険者証・限度額適 の発行、レセプトのチェック、療養費の給行、レセプトのチェック、療養費の の発行、レセプトのチェック、療養費の 会に関する届出受付・管理 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①被保険者等の資格に関する届出受付・管理・所得る 等の確認・支払 ③オンライン資格確認等システムに係るテンムに係るテンステムに係るテンステムに係るで 等の確認・支払 ③オンライン資格確認等システムに係るテンスに係るで では保険者等の資格ででは、中者等務の を受けた国保険での を受けた「医療歴をでは、中の を受けた「医療歴をでは、中の を受けたなが、中の を受けたながは、中の を受けたなで、といる を受けたないる。 の人情報をからを受けたなの をでは、中の をでは、中の の人情報をがして、 の人情報をがいる。 の人情報をがいる。 の人情報をがいる に係るの ので被保険で のの のを に、 を は、 の の の を は、 の の の を は、 の の の を は、 の の の を は、 の の の を は、 の の の を は、 の の の を は、 の の の を は に の の を は に の の を は に の を は に の を は に の を に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 を は に 、 、 を は に 、 、 を は に 、 、 を は に 、 、 を と に 、 、 を と に 、 、 を と に 、 、 を と に 、 、 と に と に	事後				

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			以下、①・②の事務を「被保険者資格管理等に係る事務」、③・④の事務を「オンライン資際格音資格確認等システムに係る事務」・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報保護が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。 〈オンライン資格確認等システムに係る事務>・「医療保険制度の適正かつ効率を改成で得る特定図るための健康保険法等の一部を改成である。運営を表して「被保険者等に係る事選営を者当によりオンライン資格確認のしくみな、他の情であるに、当該によりオンライン資格で認のしくみな、他の情であるに、当該しくみのような、他の情によりオンライン資格を認のような、他の情である。とと、当該しくみのように係るの関連または整理に関する事は提供に「国民健康保険」または社会保険診療報が支払を等」という。)に委託することができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることができることを発展という。)に委託するに、大力との資格を関別について大力を発展を受けた。)という。)が、医療を関別符号の取得、を受けた。)が、医療を関別符号の取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。		
令和5年4月1日	I -1-③システムの名称	格)システム、国民健康保険(給付)システム、	国民健康保険(税)システム、国民健康保険(資格)システム、国民健康保険(給付)システム、 収納・口座管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、国保総合システム及び国 保情報集約システム	事後	
令和5年4月1日	I-3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令(平成26年第5号) 第24条	<被保険者資格管理等に係る事務> ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第5号) 第24条  <オンライン資格確認等システムに係る事務> ・番号法第9条第1項 別表第一 30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年第5号) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和5年4月1日	I -4-②法令上の根拠	第22の2条、第25条、第25の2条、第26条、第31の2条、第43条 【情報照会】 ・番号法第19条第7号 別表第二27,42,43,44,45の項	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 1,2,3,4,17,26,27,29,42,46,58,80の項 ・番号法別表第二の主務6で定める事務を定める命令(平成26年第7号、以下「主務省令」) 第1条、第2条、第3条、第4条、第20条、第22の2条、第25条、第25条、第25条、第31の2条、第44,45の項・主務省令第20条、第20条、第22の2条、第25条の2、第26条 【オンライン資格確認等システムに係る事務】・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認に係る事務として機関別符号を取得する等)・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	